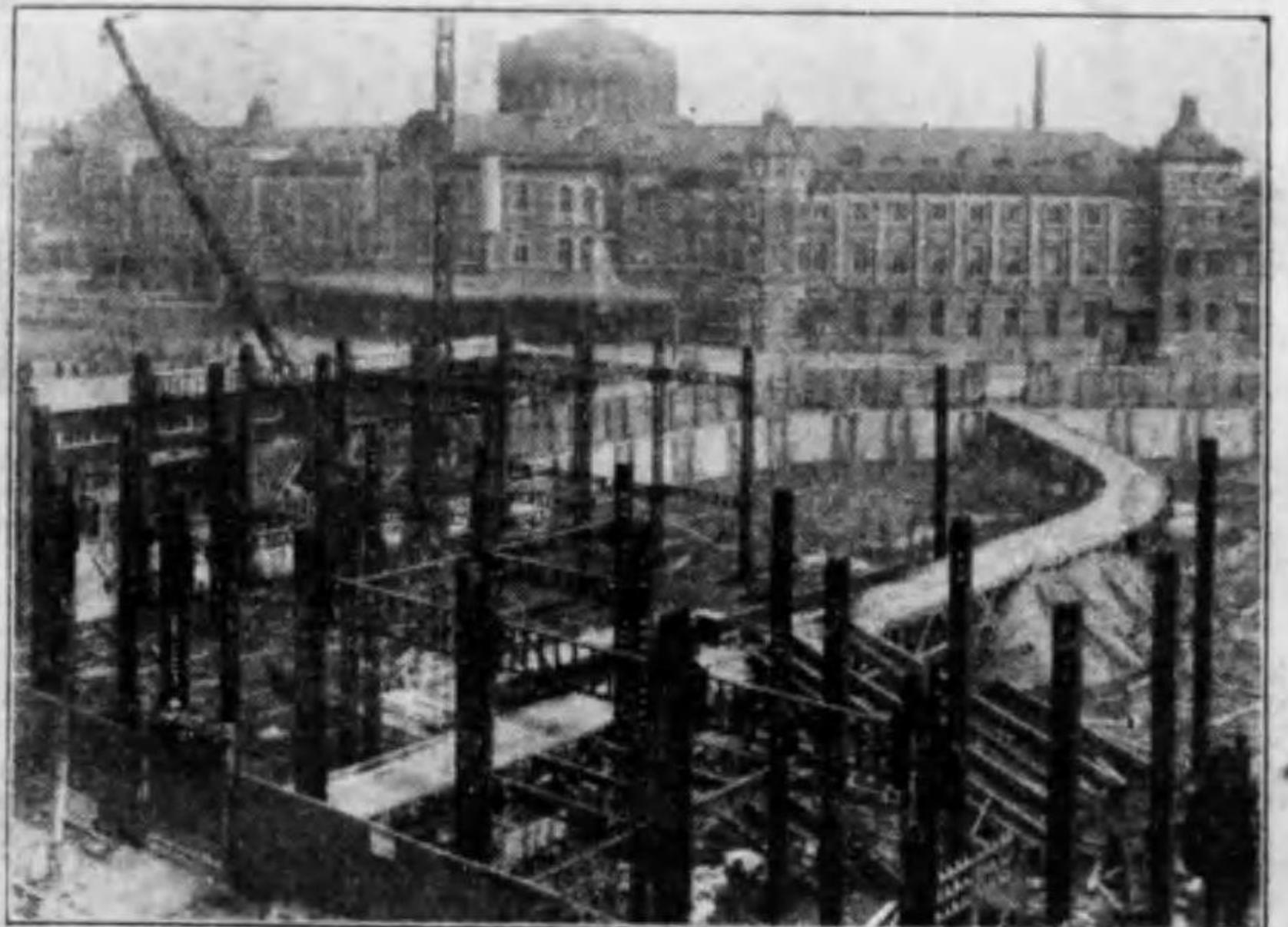


特223

842

輯七第座講育教業產

話の業工築建



版所查調濟經業產

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



特223

842

國產振興ノ基礎

産業ガ國民ノ根幹ヲ爲シ、其ノ盛衰ハ一國ノ隆替ト密接不離ノ關係ヲ有スルモノデアルコトハ茲ニ改メテ申ス迄モナイコトデアリマス。

近時世界經濟ノ不況ニ際シ非常ナ難局ニ陷入ツタ我經濟界立直シノ爲メ政府ハ產業メ合理化國產愛用等各種ノ經濟政策ヲ唱導、實行シテ居ルノデアリマスガ、其ノ效果ヲ舉ゲルト否トハ國民ノ正當ナル理解ト熱心ナル支援トニ俟ツノ外ハナイノデアリマス。

今般「產業教育講座」ノ開設ニ當リ提示セラレタル第七輯「建築工業ノ話」ヲ見ルニ建築工業ノ實際ニ就キ平易簡明ニ解説ヲ與ヘラレ、產業ニ關スル理解ヲ進ムルニ甚ダ適切デアリマス。依テ一言ヲ述ベテ本講座ノ開設ヲ祝ス次第デアリマス。

昭和六年四月

商工大臣 櫻内幸雄



國產愛用ノ基礎資料

金解禁ヲ斷行シタ現内閣ハ、財界立直シノ當面問題トシテ、二ツノ重大ナ運動ヲ提唱シ、國民ト共ニ其ノ實行ニ專念シマシタ。產業ノ合理化ト國產愛用獎勵ガソレデアリマス。

特ニ國產品ノ愛用ニ就イテハ、商工省始メ日本商工會議所ヲシテ内外品ノ精密ナル比較調査ヲ爲サシメ、六億余萬圓ノ輸入品ニ代ハルベキ優秀ナル國產品ノ存在ヲ廣ク消費國民ニ明示シ、官公廳ノ購入品ニ於テハ申スマデモナク、極力國民ノ理解ト自覺ニ訴ヘタ結果、世間一部ノ論議ヲ一蹴シ、金解禁後極度ニ悲觀サレタ貿易尻ノ悪化ヲ食ヒ止メ、近クハ出超ノ傾向ヲサヘ誘導シ得タ事ハ、產業合理化運動ト相俟ツテ國產愛用運動ノ成功ヲ立證スルモノデ、邦家ノ爲メ喜ニ堪エヌ次第デアリマス。

ケレドモ、國產品ノ愛用ハ本來決シテ、經濟上ノ非常時ニ於ケル臨機ノ運動デハナク、ソレハ實ニ日ニ月ニ激化シツ、アル國際產業戰ニ臨ム平常不斷ノ戰鬪準備デナケレバナラヌト思ヒマス。今ヤ漸ク一般國民ノ胸底ニ浸潤シ來ツタ國產愛用ノ精神ヲ「昭和ノ新國是」タラシムル爲メ、今一層ノ努力ヲ拂フ覺悟ガナケレバナラヌノアリマス。

此ノ意味ニ於テ、第二ノ國民タルノ少年少女ノ教育ニ當リ、「國產愛用」ノ精神ヲ涵養シ、產業發達ノ實狀ニ即シタ「生キタ智識」ヲ普及スル事ハ、最モ適切ナ方策ノ一ツデナケレバナリマセン。

今般「產業教育講座」ノ開設ニ當リ、其體系及編輯ノ內容ヲ一覽スルニ、我國各種產業ノ代表的工場ノ實際ニ就キ、平易簡明ニ理化學上ノ知識ヲ解説セル編輯ハ、科學知識普及ノ爲メ、又國產愛用運動ノ上ニ絶好ノ基礎資料ヲ提供スルモノデアルト確信致シマス。

茲ニ一言ヲ述べテ此ノ講座ノ開設ヲ祝シ、廣ク教育者諸君ノ利用ヲ薦ムル次第デアリマス。

昭和六年三月廿七日

前商工大臣 俵 孫 一

産業教育ノ羅針盤

中外多事多難ノ時ニ當リ、日本ノ要望シテ止マザルモノハ、實ニ獨創人ノ輩出デアル。

言フマデモナク國家民族ノ發達ハ、國民各自ノ獨創力ノ旺盛ナルト否トニ關スル所最モ大ナルモノガアル。然ルニ我國文化ノ發達ガ、專ラ先進諸外國ニ啓發セラル、事大ナルモノガアツタ爲メ、產業的ニモ科學的ニモ完全ニ一等國タルノ國際的地歩ヲ占メタ今日尙、「祖國ノ現勢」ニ理解ヲ缺キ、徒ラニ外國文化ニ心醉依存スルノ弊風アルハ、實ニ遺憾ノ極ミデアル。

此ノ點ニ就キ、畏々モ今上陛下踐祚ノ時ニ當リ、御詔勅ノ中ニ國民今後ノ方向ヲ明示セラレテ「模擬ヲ戒メ創造ヲ勵メ」ト仰セラレタ御趣旨ヲ國民ハ深ク拜察セネパラヌト思フ。

近時漸ク盛ナル國產品愛用ノ獎勵モ、發明發見ノ振興モ、要ハ此ノ畏キ聖旨ノ實現ニアルノデアツテ、只ニ現下ノ經濟的行詰ヲ切スケ様トスル一時的ノ政治運動デアツテハナラヌト思フ。

今日、發明獨創ノ必要ナル既ニ斯タノ如クデアルガ、然ラバ此ノ新國是ノ下ニ如何ニシテ國民ヲ誘導スペキカノ問題ニ至ツテハ、容易ナラヌ難事業デアツテ、官民協力各種ノ方策ガ講ゼラレバナラヌト信ズルガ、其ノ最モ基礎的ニシテ、永續性ヲ有スルモノハ、普通教育ニ於テソレゾ

レ關係教科ヲ通ジ、我國產業發達ノ實況ヲ理解セシメ、「役立ツ人間」ヲ作ル事ガ最モ緊急事デアルト確信スル。

近來產業教育運動ガ識者ノ間ニ盛ニ唱導セラレツ、アル事ハ、誠ニ喜バシキ傾向デアルガ、如何セン現行ノ學校制度ニ於テハ、其ノ必要トスル教育資料ヲ手近カニ用意スル事ガ、極メテ困難ナル事情ニアルノデアル。

此ノ缺點ヲ補フベキ產業教育資料ノ刊行ハ實ニ、各方面ノ等シク渴望スル所デアルニ相違ナイ。今般「產業教育講座」ノ開設ニ當リ、其ノ體系及編輯ノ內容ヲ一瞥スルニ、ヨク右ノ趣旨ニ叶ヒ、シカモツトメテ各種產業部門ニ亘リ、其ノ實況ヲ巧ミニ學理ニ織込ミタル平易簡明ノ解説ハ誠ニ須要ナル補助教材ヲ提供スルモノナル事ヲ信ズル。

茲ニ一言ヲ述ベテ此ノ講座ノ利用ニツキ天下ノ教育者諸君ノ注意ヲ喚起スル次第デアル。

昭和六年三月廿八日

實業學務局長 木 村 正 義

目 次

第一章 建築様式

日本建築の沿革

泰西建築の沿革
各建築様式の特色

第二章 建築工程

設計、仕様、見積、基礎工事

第三章 近代建築の特色と其將來

建築材料に就て

附 市街地建築物法抜萃

26

30

7

第一章 建築様式

我々人間の生活は衣、食、住の問題を解決して生命の安全と幸福の増進とを確保しやうといふ活動であると要約する事が出来る。此の講座ではその三大本位の中、住の問題を取り扱うのであるが、建築材料の問題は逐次發表される建材工業の話に譲つて此處では専ら常識として待たねばならぬ建築工業に就いての問題を取扱う事にした。

由來日本の建築は國土が豊富な木材を産する事に依つて木材建築に特異なる發達を來し、現今木造建築では世界獨歩の地位を占めつゝある。

然るに明治時代に到つて、泰西文化の進入は、建築方面にも一大轉換期を與へ、大建築の殆ど總べては泰西諸國に倣つて石造、煉瓦造にするやうになつて來たのであつた。その後鐵筋混凝土構造に關する學術研究並にこれが應用は建築の世界的風調となり、我國に於いても次第に發達の機運が萌してゐた。元來我國の如き地震國に於いては獨特の構造方法及びこれに要する材料に就いて一工夫あるべきであるが、これに最適當すると思はれるのは鐵筋コンクリート構造なのである。彼の大正十二年の關東大震災の結果は實にこれを裏書するものであつた。爲にその當時既に

石造、煉瓦造に代らんとしつゝあつた鐵骨、鐵筋コンクリート造は今や斷然他を壓して耐震の考慮をなすものは悉くこの構造によつて居る有様である。

今次に建築様式が現代のものに移り來つた經路を略述する事にする。

日本建築の沿革

日本古來の建築を通觀すれば、大体に於て様式は不變で、木造楣式^{マダラ}を以て終始一貫したのである。即ち建物の入口、窓等の上部が水平なるものであつて、泰西諸國の如くアーチ形の曲線がないものである。その細部手法に到つては主として支那大陸文明の影響を受けた時代、時代に依つて、その時代の文化、制度を反映して、種々異つたる趣きを見せてゐる。今日我々はこれを左の如く大別してゐる。

- 一、佛教渡來以前
(純日本式に發達し來れる時期)
- 二、飛鳥時代
(支那六朝の直寫、佛教建築傳來の時期)
- 三、白鳳時代
(唐の影響を受けたる時期)
- 四、天平時代
(唐式の直寫をなせる時期)

泰西建築の様式を觀る時、我が國より地域が廣く且國土が夫々異つてゐるから、多種多様であるが、古今の建築學者は次の如く大別してゐる。

- 一、埃及建築
- 二、西方亞細亞建築
- 三、希臘建築

泰西建築の沿革

- 五、弘仁時代
(天台、真言の二宗勃興せる時期)
- 六、藤原時代
(支那文物の日本化時期)
- 七、鎌倉時代
(前期の直系及宗式の傳來の初期)
- 八、室町時代
(禪宗全盛時期)
- 九、桃山時代
(明、清の影響を受けたる時期)
- 十、江戸時代
(前期繼承、爛熟時期)
- 十一、近代
(歐米建築傳來並びに發達の時期)

四、羅馬建築

- 五、初期基督教建築
六、ビザンチン式建築
七、ローマネスク建築
八、ゴシック建築
九、ルネサンス建築

十、近世建築

各建築様式の特長

我々の持つ凡ての製作物は時代の文化、制度等の反映であるが、殊に建築に於ては時代の大局部的反映を見る事が出来るのである。

即ち我國に見れば飛鳥時代には佛教の傳來と共に三韓の寺院建築が渡來し、大和法隆寺に見る如き百濟式七堂伽藍の建築手法が佛教の傳播と共に國內に擴がり、天平時代に到れば唐の文化あまねく日本に渡り、唐の影響を受けた文化の黃金時代をその儘に現代に到る迄南都の七大寺等に

遺し傳へてゐる。

弘仁時代には僧空海、最澄等が密義教を傳へた時であつて、好んで堂宇を山間に建て、在來の平面地に建てたものに比して地形に應じて、調和美より不均整美に移り、森嚴幽遠の氣を帶ぶるに到つた。これ當時の時代精神に外ならない。

鎌倉時代に到れば泰西に於ける文藝復興期の如く、和様、天竺様、唐様等の諸様式が採用せられ、我が建築史上に華を咲かせた時で、勿論その裏面には鎌倉幕府と、禪宗の勢力があつて、遂に和、唐、天竺、三手法を合流せしめた觀心寺様なる變化に富む建築様式が生るゝに至つたのであつた。即ち公卿政治から新しき時代の政治に代つた當時の、廣く四海の文化を消化しつゝあつた世態を窺ひ得るのである。

室町時代には足利家の豪華が金閣、銀閣の両寺院に輝き、桃山時代には英雄秀吉、家康等の出現から現代に殘る偉大な城廓建築を造した。戰塵の間に培はれた精神と、英雄の威を見るに充分である。それが江戸時代に入つては太平打ち續き豪放なる氣質なく、建築物に反映する所も頗る不味で、そのまゝ明治の大變革期に立ち到り、現代に及んでゐるのである。

更に泰西の建築を見るも、時代をそのまゝに反映する建築は、埃及建築に在つては奴隸を驅使

せる王者の姿を彷彿させる。希臘、羅馬の建築を見れば今より約二千五百年前に於ける卓絶した藝術、帝王の威力と言ふ様なものを見る事が出来、基督教・回教等の建築に及ぼした影響は此處に繋説する迄もなくその間に遺憾なく表はれてゐる。

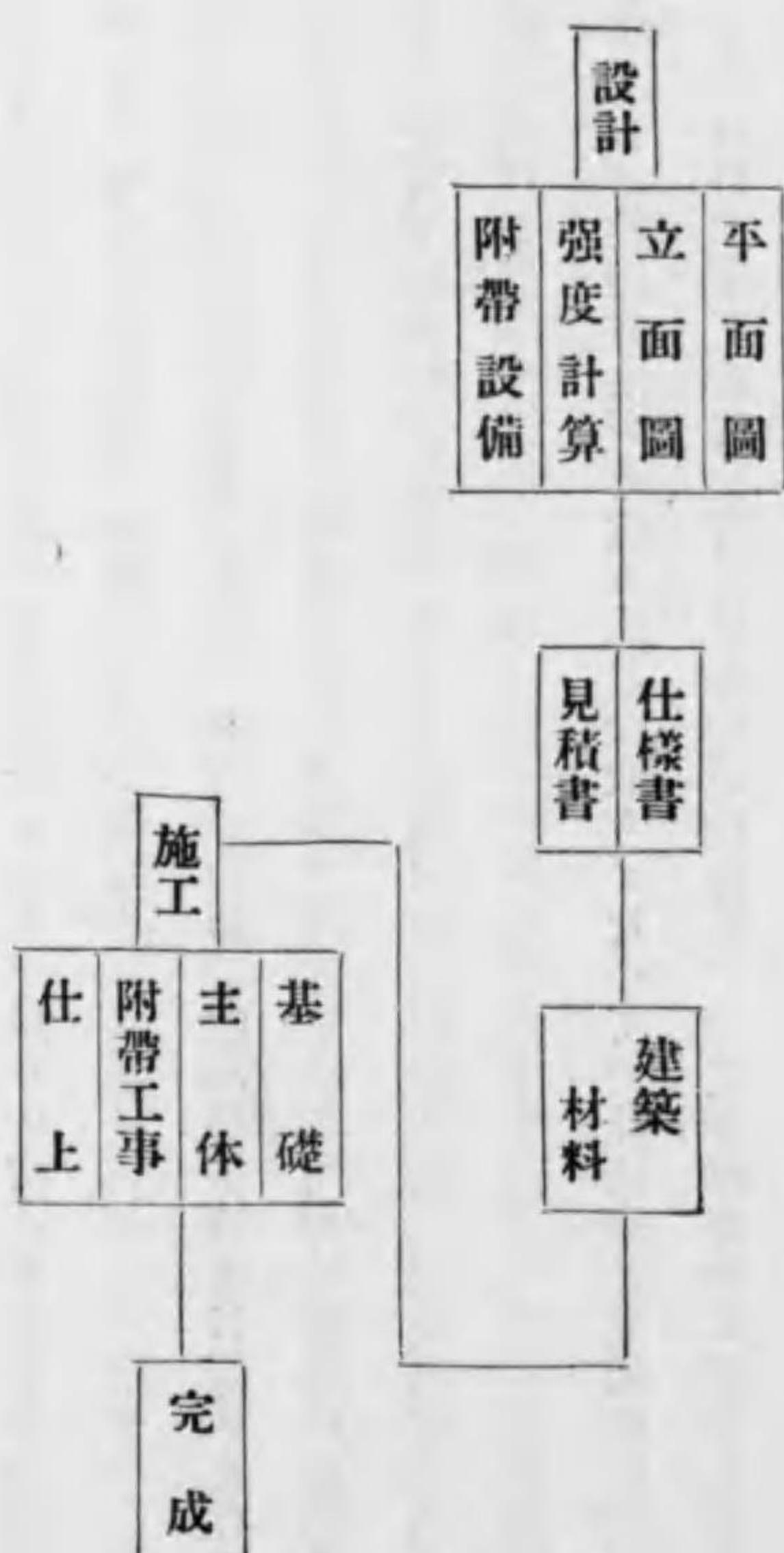
更にゴシックになれば、從來の羅馬建築手法の型を破つて新たに興つたもので十二、十三、十四、十五世紀の歐洲を席捲し、新興チュウウトノ民族の霸氣を如實に表はしてゐる。之が更に又一轉、古代建築を追慕する一群がイタリーに起り、遂にゴシック建築に代つてルネッサンス建築を興し、再び古代希臘、羅馬のクラシックな優雅なものを再現せしめたのである。かくて近世科學の勃興は、建築藝術の中に建築科學を注入しその様式も亦現代我々が見る如きものになつて來たのである。(第三章参照)

我國に於ては從來、東洋文化の影響が建築様式を、推移せしめて來たのであるが、明治の變革は他の諸部門と同じく、泰西文化の渦に合流して今や我が建築史上破天荒な變換期に立つて、永い東洋建築の殻を抜けて、模倣と創造の中に新らしき建築様式への歩みを踏んでゐるのである。

次に近代建築の實際に當つて、如何なる過程を経るか、大倉土木株式會社がその衝に當つた東京中央郵便局廠舎建築の實際に就いて圖説する。

第二章 建築工程

示圖程工建築



設計、仕様書、見積書

建築工程の先づ第一着手は設計である。即ち設計技師が土地、費用其の他の情態を考究して、如何なる建物を作るかと云ふ計畫を立て、二考三考の後之を紙の上に表はすのが、既に衆知の設

計圖であるが、設計圖には間取りと外觀の設計とがあり、前者は建物の廣さと各部屋の取方、廊下、階段、窓等の圖で從つて建物が三階四階となれば之れに應じた丈の圖面が必要であり、後者はその建物の立面圖即ち立ち上つた所の姿で、要言すれば外觀圖と云つたものである。

之等の設計圖こそは、その建築の様式を決定するものであつて、設計者の頭腦の反映であり、前にも屢々書いた通り、設計者を取巻く時代相の反映であり、且その設計者自身の藝術的精神の表はれであつて設計者はあらゆる智能を傾注するのである。

次いで附帶設備即ち衛生、電氣、換氣、消防、搬送の設備、暖冷房裝置等に近代文化のあらゆる設備を施すべき設計を作り、更にその建物の強度計算、換言すれば建物の重量に對してどの程度の材料や基礎工事が必要であるか、地震に對して用材はどの程度の物でなければならぬか等の科學的計算を爲すのである。

之等のものが出來ると建築方法が考慮される段取りとなつて、仕様書と見積書の作成となる設計圖に對して、その材料、施工方法を書いたものが仕様書で、之を經濟的方面から見て積算したもののが見書積である。

さてそれから建築作業分擔者の活動となつて、建築材料の蒐集より、愈々工事着手となるので

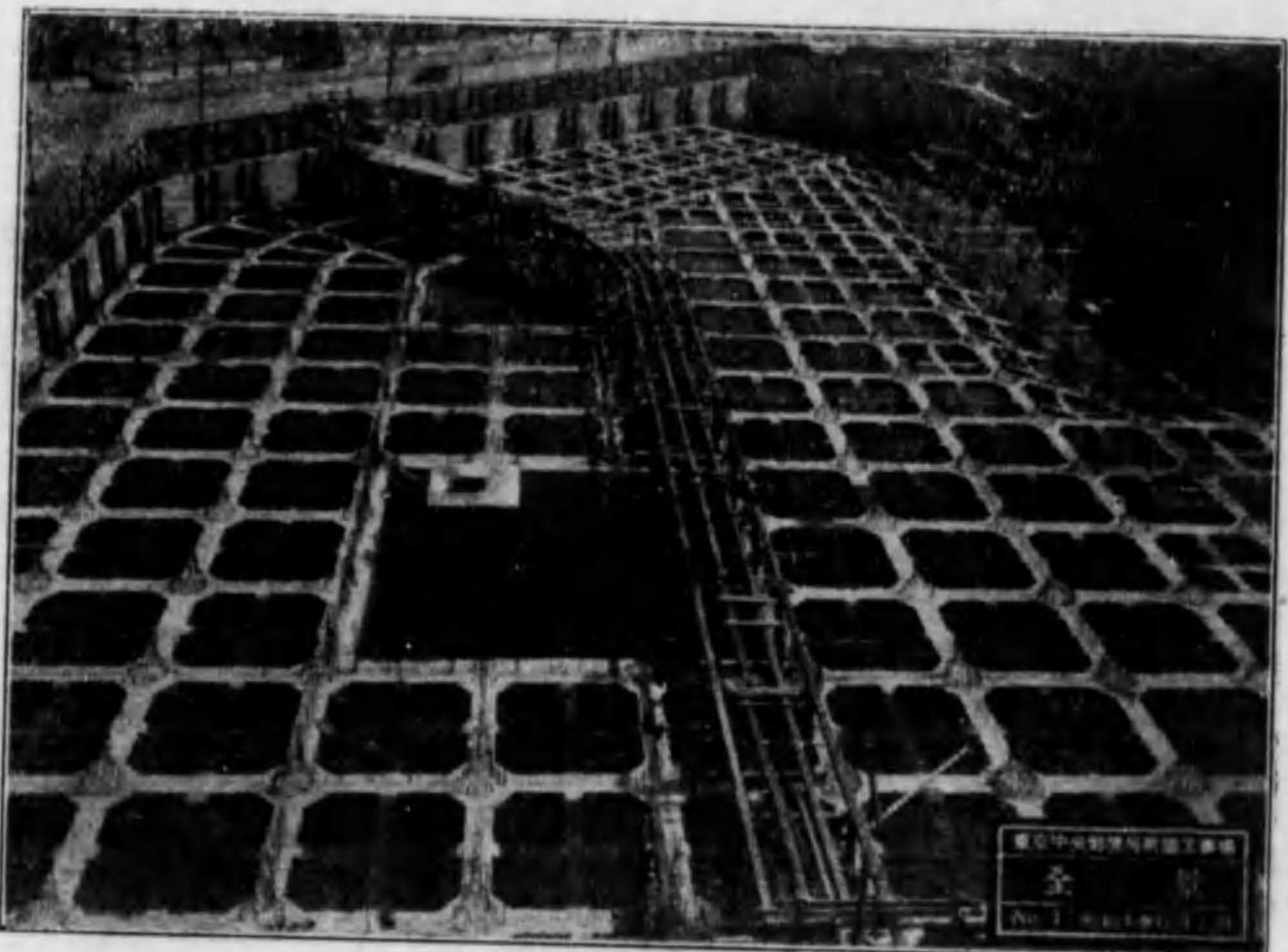
あつて、第一章の最後に書いた如く、その説明は、大倉土木株式會社に依つて建てられつゝある東京中央郵便局廠舎の實際に就いて圖説する事にする。

基礎工事

何の仕事にも基礎工事が大切であるが、建築に於ては殊に基盤工事に少なからぬ労力と時間をかけ、又充分な費用をかけるのである。勿論普通木造の家屋の如く重量の軽い建物に於ては地均をした上玉石、所謂土台石を置いたり、簡単なコンクリートを以てすれば足りるが、近代の高層建築に於いては非常なる重量に耐へねばならない爲にその基礎工事は寧ろ主体建築よりも重要視される位である。そこで從來この工事の型式や使用材料、施行方法等に就いては種々なる研究がなされたが、その型式は抗打基礎、その使用材料はコンクリート、その方法は工事現場で行ふ「場所詰コンクリート杭」が多くの長所を持つてゐるので今日では廣く此の「場所詰コンクリート杭打法」が行はれてゐる。その特長を揚げれば

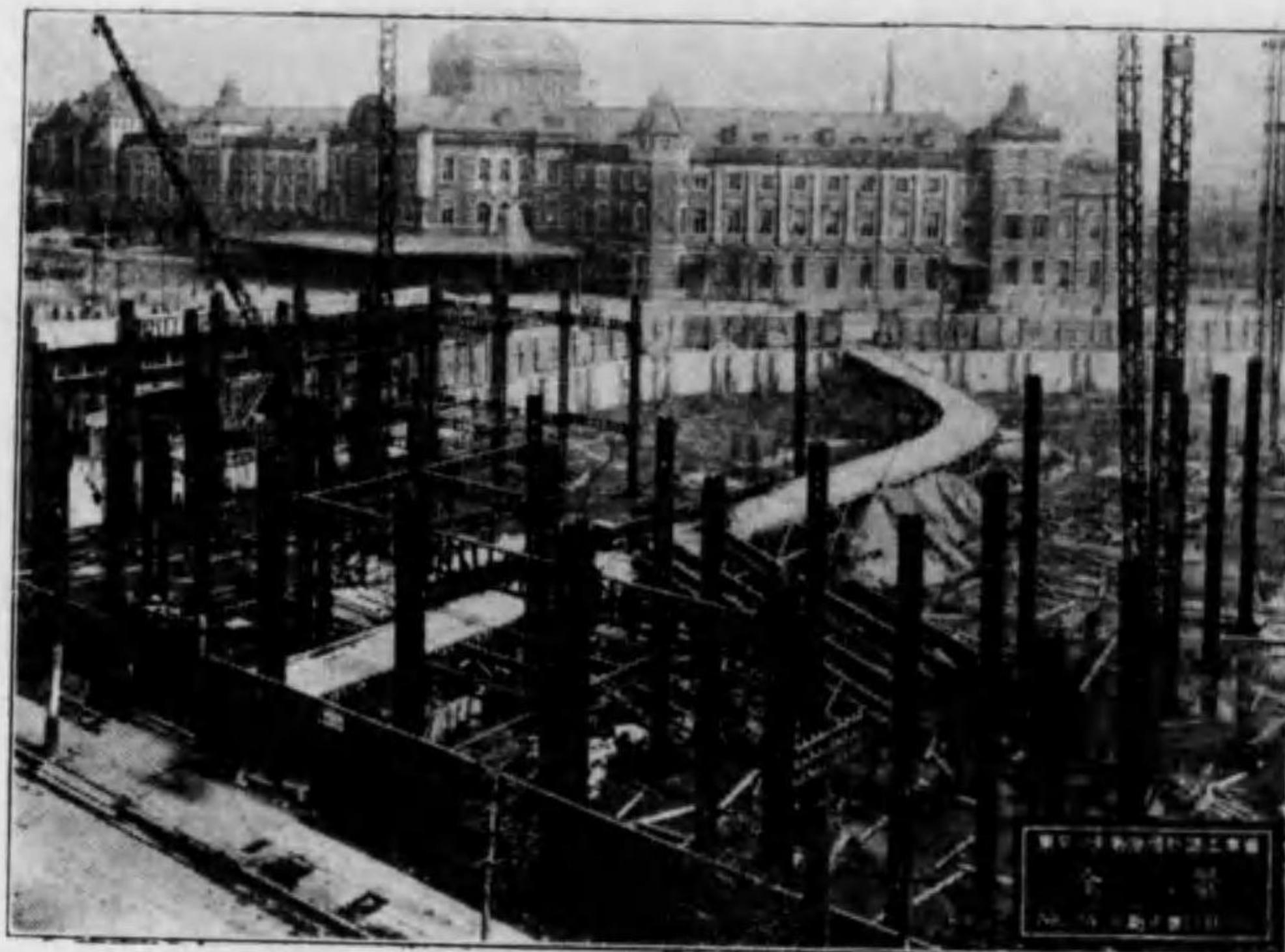
1. 工事現場で隨意に施工出来る
2. 耐荷力を大ならしめる様に出来る

- 3、施工地層の乾湿に余り影響されない
 - 4、地震に対する抵抗力を強くする事が出来る
 - 5、水、火、風、虫害を受けない
 - 6、工事の費用も割合に低廉である
- 勿論このコンクリート杭法にも種々の型式があり、一長一短輕々にその方法が最良と断定出来ないが「シンブレックス式」「レイモンド式」「二重管式」「ペデスタル式」「白石式」などが行はれてゐる。以上書いて來た諸種の型式に依つて少異はあるが、その根本は要するに所要の長さの枠を打ち込み、その枠の中にコンクリートを詰め込んでコンクリートの杭を其の場所に造り上げるのである。



第一圖 第一
一
一

第一圖は基礎工事の完成した所で、圖中鐵線の簇立してゐる所の地下數十尺にコンクリートの杭が礎き上げられ、その杭と杭の間は地均しを行ひ割栗石を以て固め、その上をコンクリートを以て平坦に鋪装し、更にその上を防水層にて被覆して完全に大地と接觸を保ちつゝ絶縁するのである。



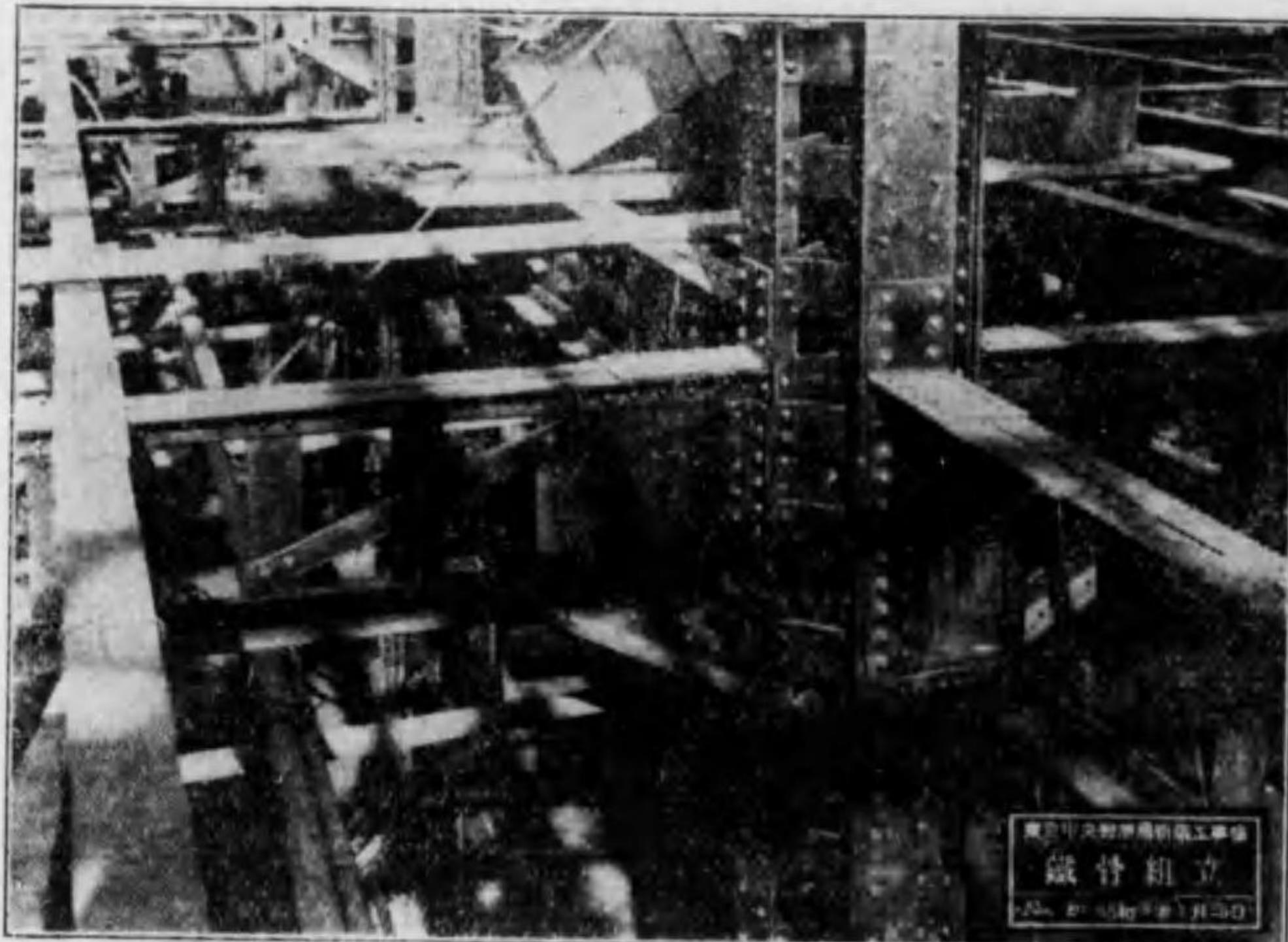
第三圖

第三圖は鐵工場に於て製作せられた鐵骨柱を起重機の力を借りて、コンクリート基礎上に立てる主体建築第一の作業である。この工事の詳細は第四、第五圖に見得るであらう。



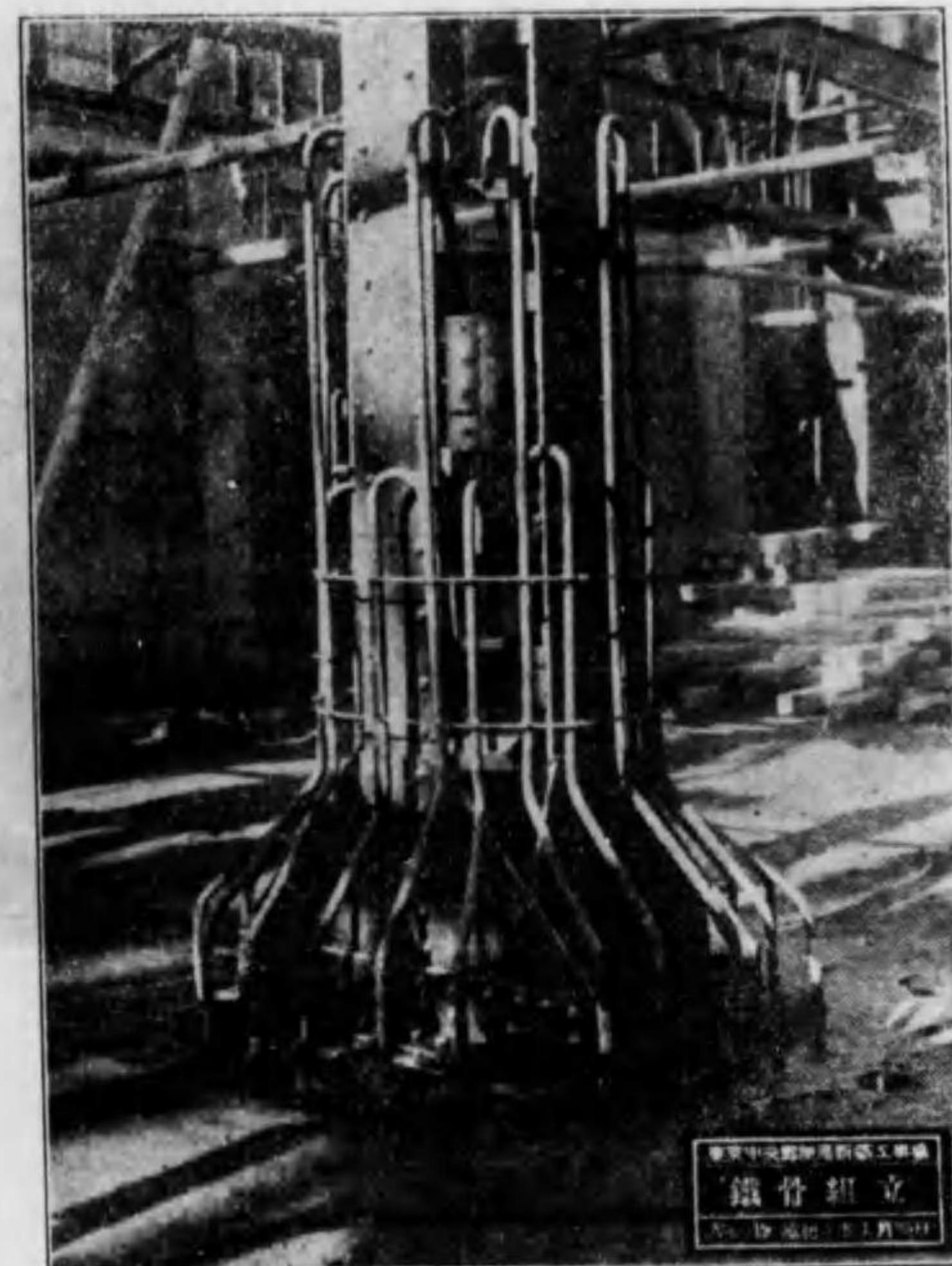
第二圖

第二圖は前圖のコンクリートで作つた基礎梁の間に砂を充填する光景で、それはこの建物の第一階（地下室）の床の下になる譯であるが、床の荷重を平均にする爲になされるのである。この作業が終ると愈々次圖の如く鐵骨組立の作業に移るのである。



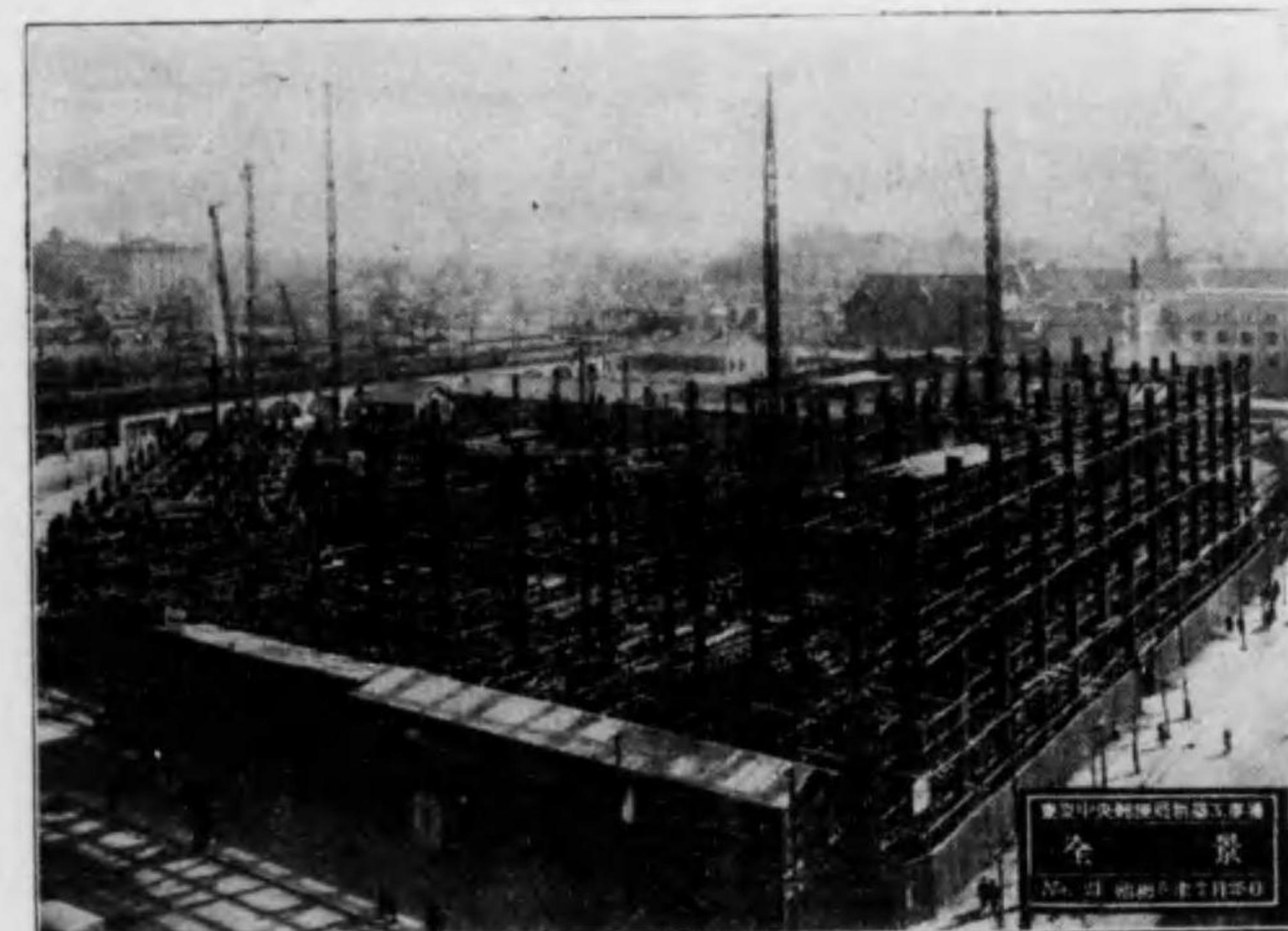
第五圖

此の圖は鐵骨柱に鐵骨梁を懸け渡した所であつて、かくの如くして建築物は順次に高められて行くのである。



第四圖

第四圖は前圖に示した鐵骨柱の基部で、鉛及びボルトを以つて固着せしめて第七圖の如く鐵筋を以て包みコンクリートを打ち込まれて完全なものになつて行く。



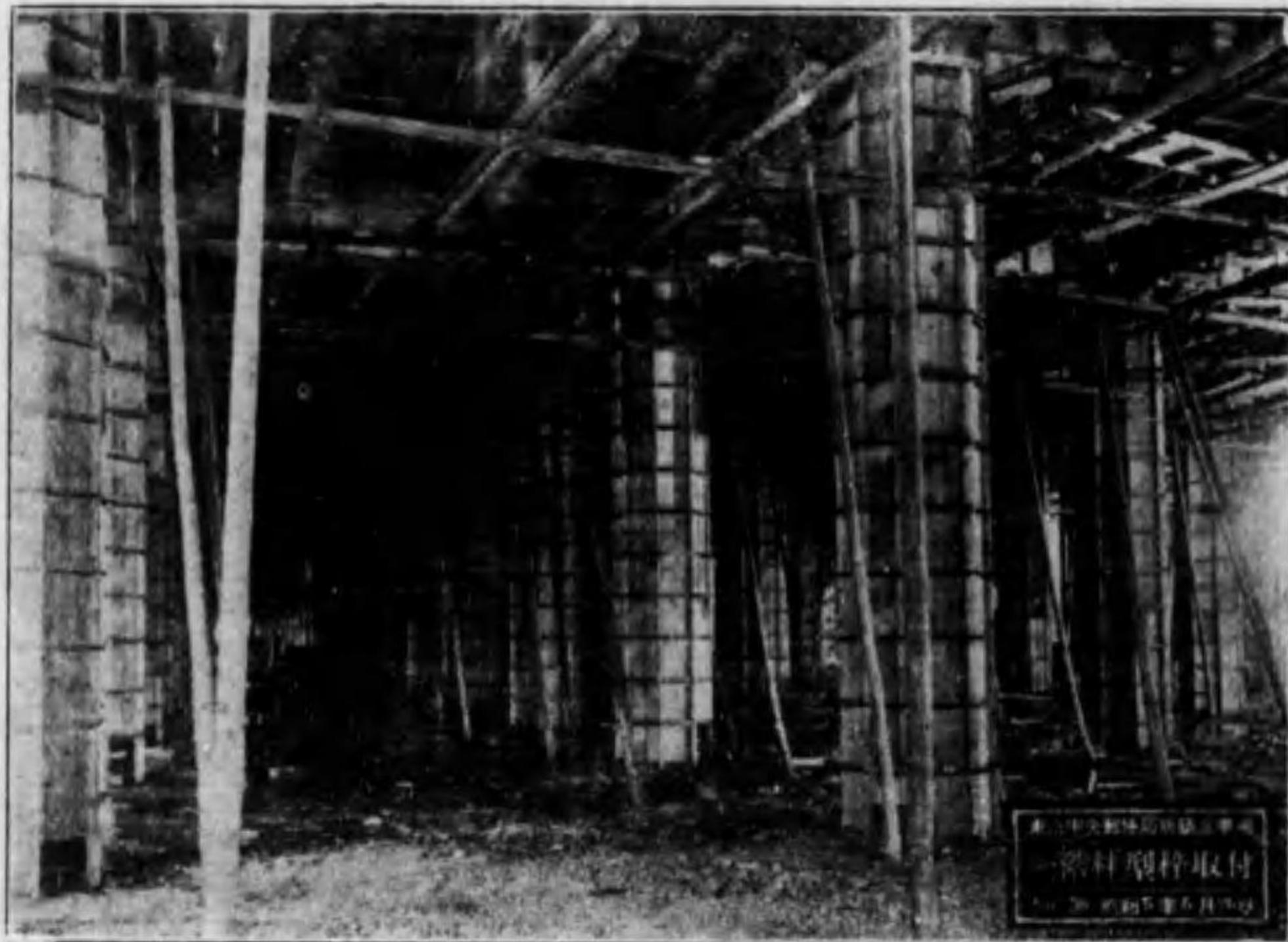
第六圖

第六圖は前二圖に見た鐵骨の組立が着々進捗して、鐵骨組立て作業の完成を前にした工事場全景で、此の工事が終へると鐵筋被覆作業が始まるのである。



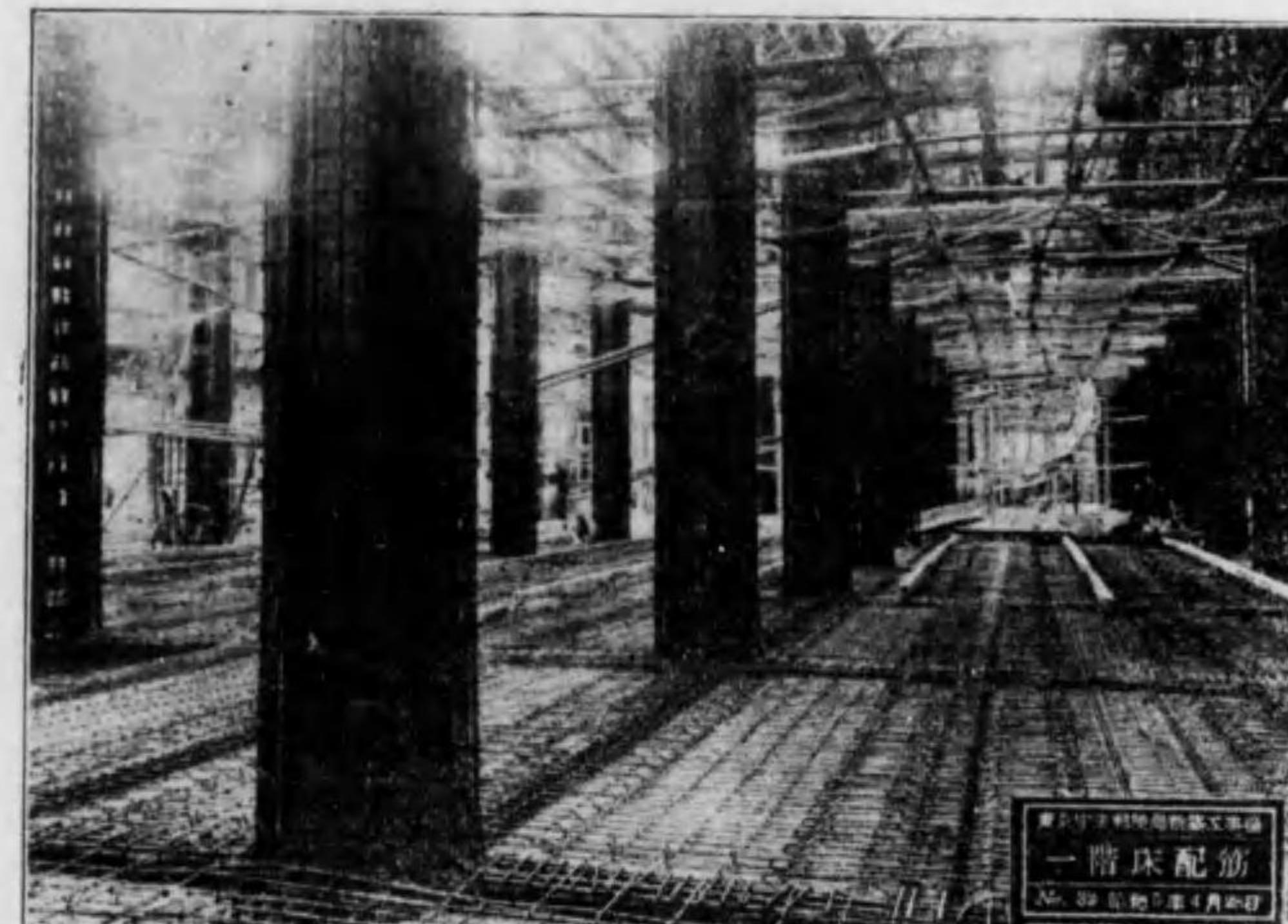
第七圖

第七圖は鐵骨に鐵筋を巻きつけ始めた所で、これが地下の骨となり、これにコンクリートの肉をつけて行くのである。



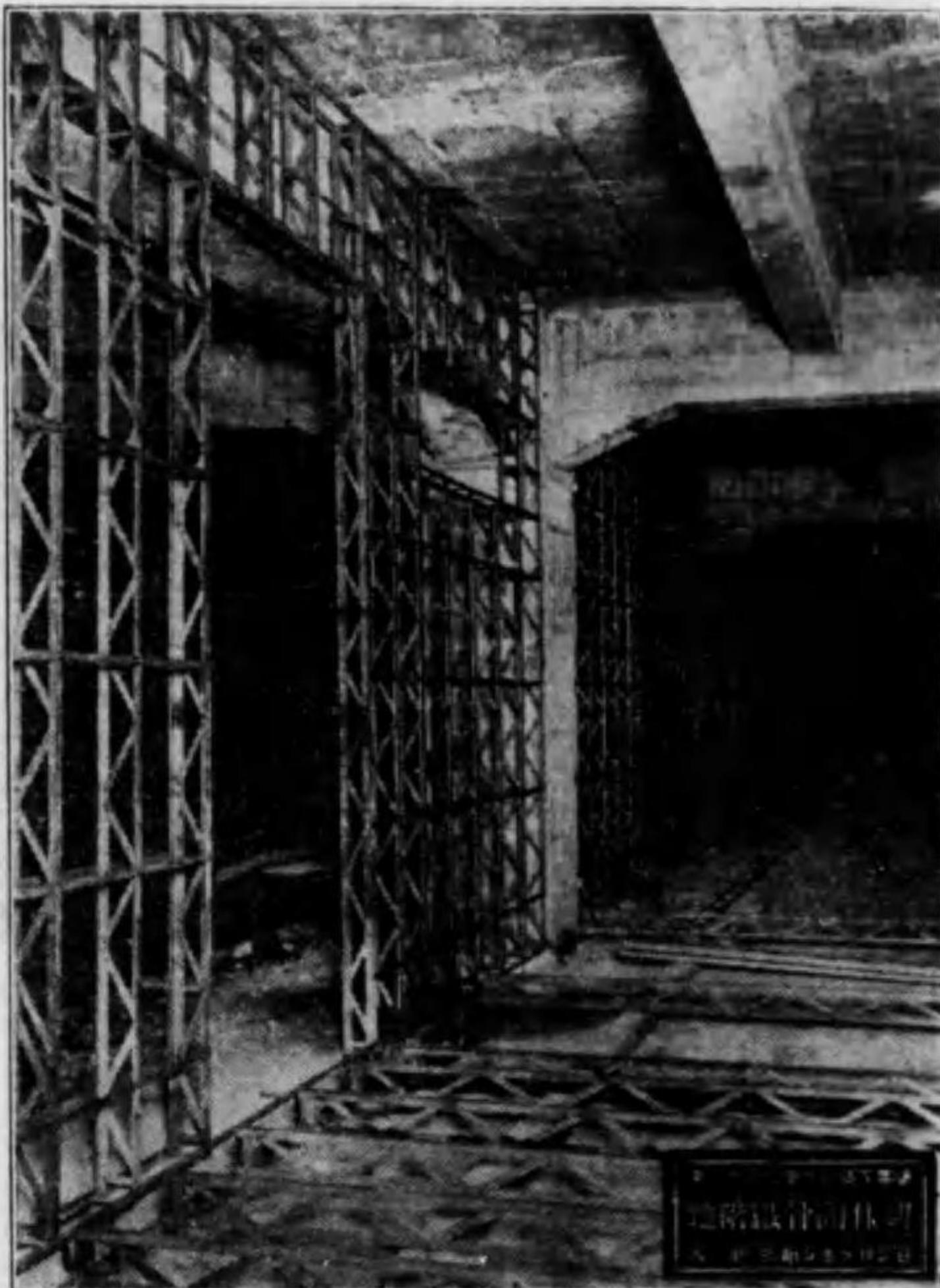
第一圖九

鐵骨に鐵筋を被覆し終へると、コンクリートを打ち込む爲に圖の如く枠を以て囲み、此の中に壓力を加へたコンクリートを流し込むのである。其作業は次の圖に示す通りである。



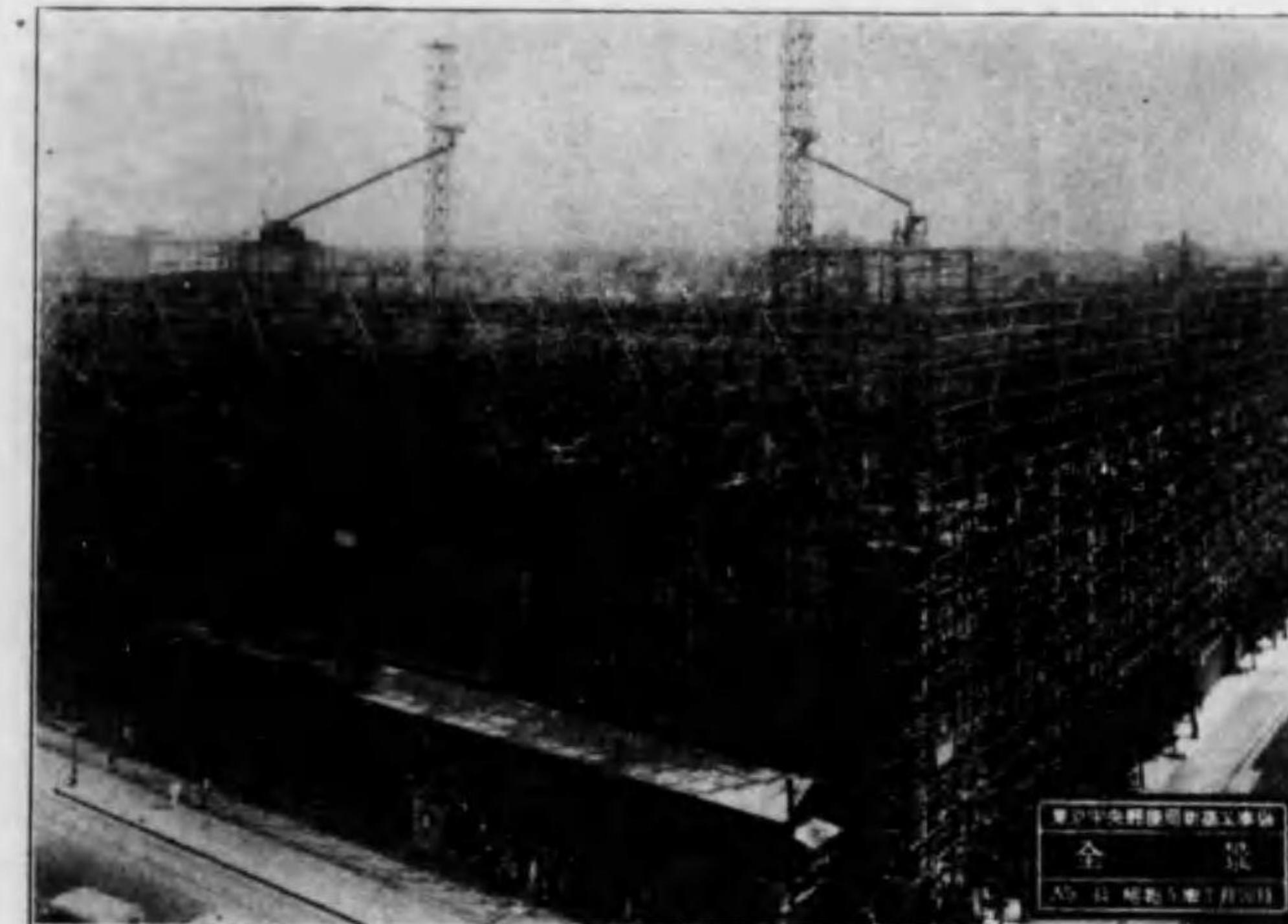
第一圖八

第七圖は柱に鐵筋を施した所であるが、此の圖は床に鐵筋を按配しつゝある光景で、次の型枠取付作業を待つて愈々コンクリートを打ち込む段取となる。



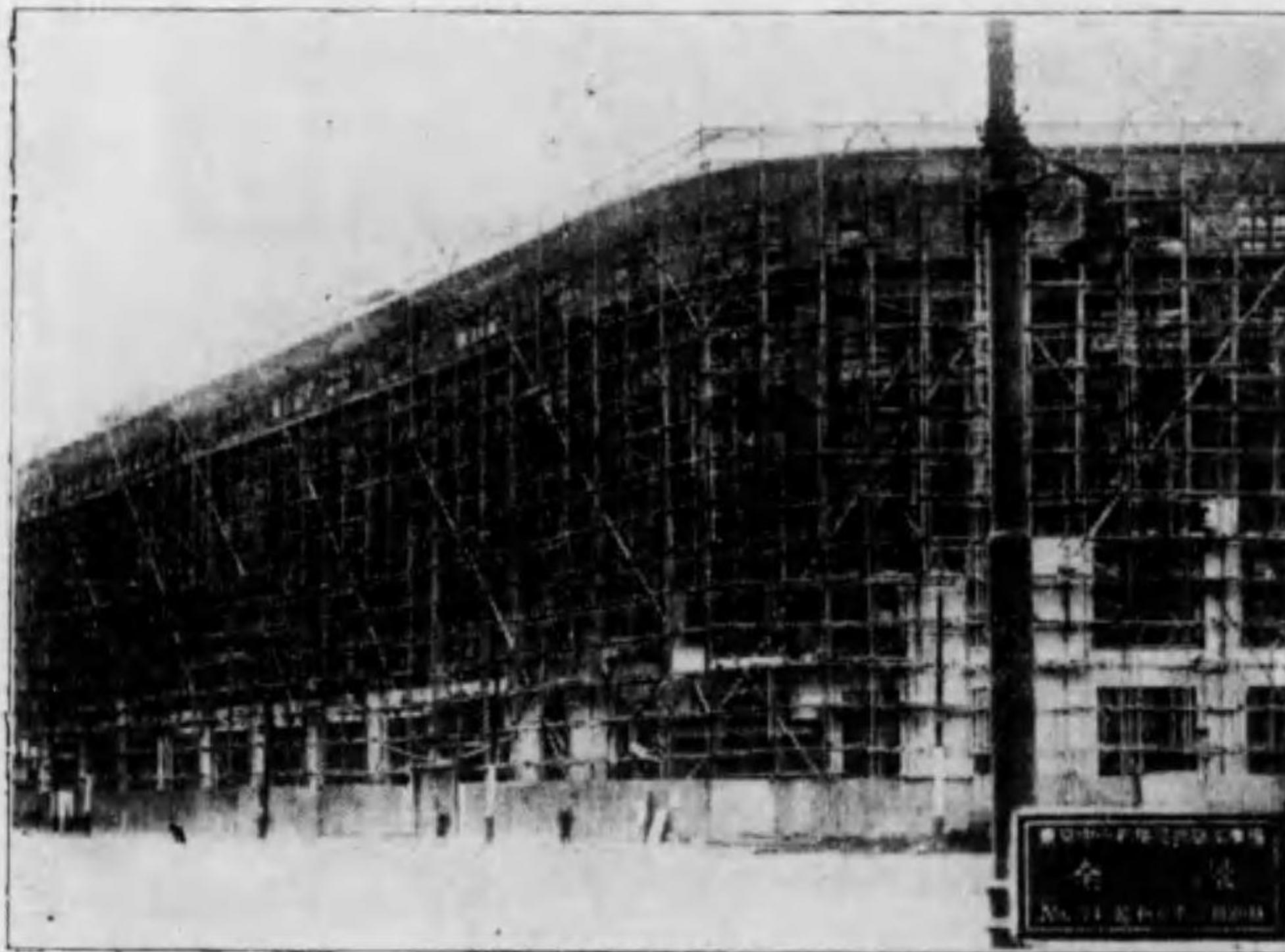
第十圖

諸柱が鐵骨、鐵筋コンクリート化する。今度は上圖の如く鐵骨を以て、間仕切りを爲し、部屋を作る作業に入る。



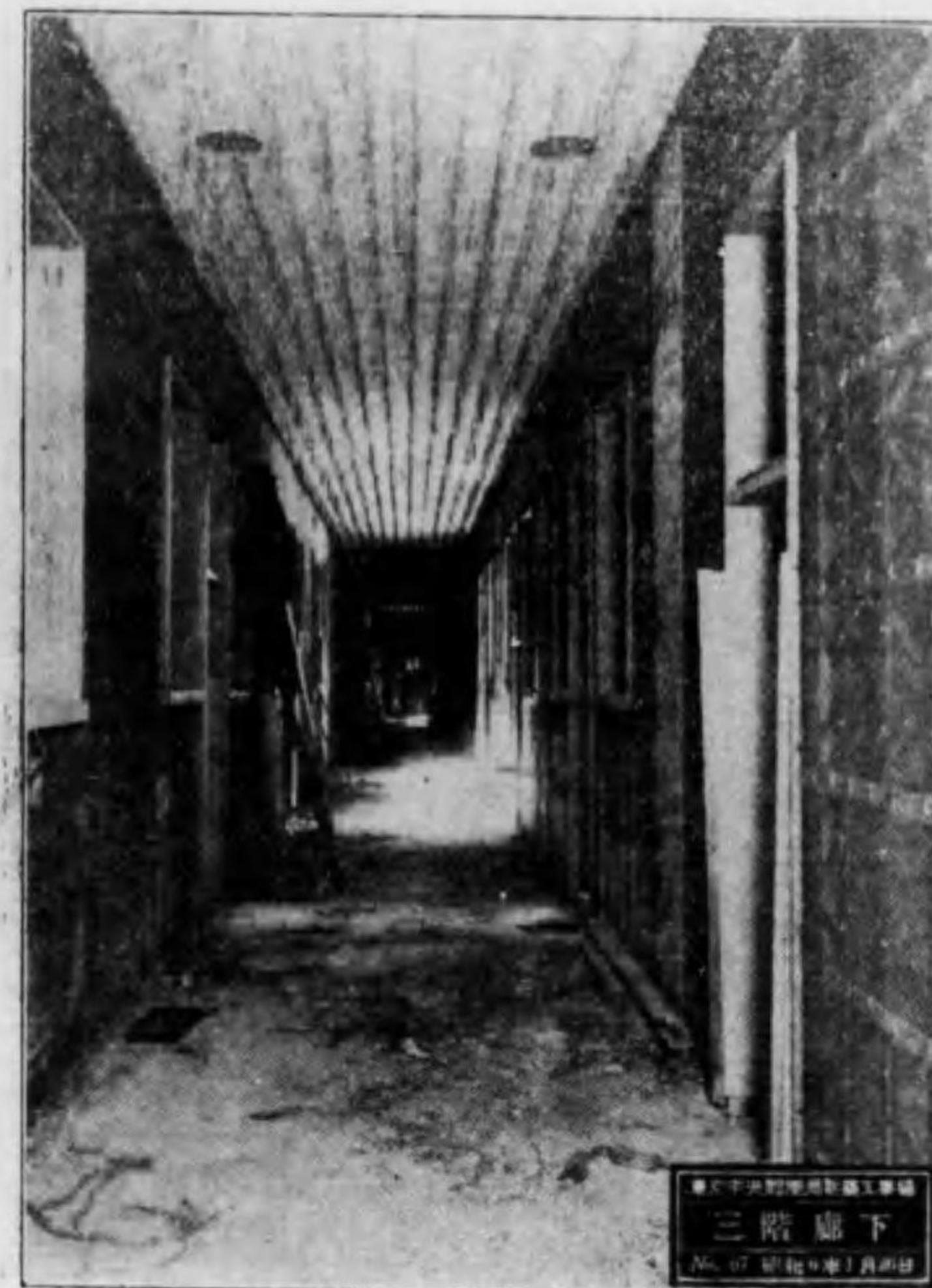
第十圖

第十圖はコンクリートを打ち込んで居る圖で、中央に聳へる二本の鐵塔はコンクリートを流し込む爲にコンクリートを一度高所に上げる所で、下からエレベーター仕掛に依つて引き上げたコンクリートを中途に見える漏斗型のものに受けて其處から桶を通して目的所へ流し込むのである。



第三十圖

前数圖に示した内部作業と共に外部では上
図の如く貼装作業が行はれる。
この外に屋上では防水工事等も行はれ完成
は愈々間近に迫るのである。



第三十一圖

第十二圖に示す作業は鐵骨
間仕切に鐵網を被せ漆喰を塗
る準備の出来上つた壁面に窓
枠を取付けてゐる所であるが
此處に使はれる木材は建築場
に設けられたる木工所に於い
て作られたものである。



第十四圖

第十四圖は昔から泰西の建築に於ては、基礎を定めた時に、その建物の將來を祈念した事に源を發し、現代礎石といふかきものの無くなつた建築でも、或る信仰觀念と習慣性の存續とより圖の如く昔の礎石を置いた部分に、それに代るものを据へ式典を擧げると共に建築の紀念物ともするのである。

之で建築は殆ど完成し、あとは仕上作業を行つて完成となるのである。

尙右の圖に示した東京中央郵便局廠舎の延面積は

三、五二九、五七七平方米

最高—地盤面より

三一米三〇

東西 一二六米〇〇

南北 七二米〇〇

構造は

基礎 地下六、〇一米總掘とし機關室等の部分は深さ、七、一〇米掘下げ、杭はベーデスタル式鐵筋コンクリート、杭の長さ六、六〇米乃至九、四〇米のもの三、一〇二本松丸太長さ、五米のもの七二八本を打ち込み其の上に鐵筋コンクリート礎盤を築造し周圍は擁壁を廻らす。尚防水層は外防水としマルソイド・ダンブコース四層貼である。

主体 鐵骨・鐵筋コンクリート造、間仕切は鐵骨ラス張

外側仕上は

外部 腰高九〇腰通水磨き小花崗石の根石を廻し、壁部は白色擬石タイル張、窓及出入口はスチール・サッシ、スチール・ドア

内部 天井は全部漆喰塗、或は漆喰塗下地にベンキ塗、壁はタイル、大理石、チーク材、壁紙、葛布、鋼板等を張る。

床 モザイツク・タイル、アスファルト・シート、フローリングブロツク、タイル、リノリューム、モルタル等を使用

工事引受會社

大倉土木株式會社、錢高組、東洋コンブレツソル株式會社、弘電社、東京瓦斯株式會社、東亞鐵工所

關係延人員 大約二十五萬人

建築に要せる日數 約一五〇〇日

第三章 近代建築の特色と其將來

近代建築の特色とする所は時代的にはデモクラシイの思想を表現し時に資本主義傾向を窺知さ

れるものもあるが、兎に角その用材と設備とに遺憾なく近代科學の力を發揮してゐる点にある。詳言するならば今までの建築は王者の建築であり、霸者の建築であり、宗教の建築であつた。埃及建築のピラミット、スフィンクス、希臘建築の宮殿、羅馬建築の寺院などと比して近代建築は民衆の爲の建築である事が特色の一である。

又その用材を見るに從來とは比較にならぬ程多量の鐵材、セメントの驅使、設備の点に於いては電氣、瓦斯、水道、電話等の利用、更に作業方法を通觀する時は諸動力の利用等を特異の点とする事が出来る。勿論細部の点に於ける特色はくだくしく述べる迄も無く我々が實見しつゝある通りである。

建築の將來觀に就いては區々の意見が存するけれども、先づその用材の点を見るならば、輕金屬の利用が促進せられ今時の重金屬に代はるべく、硝子の利用も擴大するであらう。其他科學の進歩發達は建築の目的である人類の幸福の爲に、生命、財産を安全に保護する元則に向つて飽くなき伸展を續けるであらう。

最近歐米建築界の傾向として、建築の標準化と云う事が盛んに唱導され、將來に於いては、產業の合理化の推進と共に必ず實行されるものと見られるが、此の建築の標準化に就いては、我國

の建築界は既に古い昔から實行し來りつゝあるもので、歐米の建築界を動かしつゝある此の傾向も我國に於いては既に古いと、いさゝか鼻を高くする事が出來、從來泰西文化の模倣に浮身を窶してゐた我國が、之を以て歐米建築家をして模倣せしむるをせば、我國の模倣主義を轉換せしむる覺醒劑ともならう。我國建築の規格統一とは何か。即ち疊の數を以て建築用材の規格を統一してあることは我々疊の上に日常座臥するものゝ等しく知る通りである。

建築材料に就て

之を以て建築工業の話は簡単乍ら終了したが、我國建築界に於て用ふる建築材料の輸出入を見れば左の通りである。

建築材輸入額				
	木材	硝子	釘類	金屬類
大正十四年	七四、二 <small>百萬圓</small>	四、七 <small>百萬圓</small>	一、七 <small>百萬圓</small>	一、六 <small>百萬圓</small>
昭和一年	一〇一、五	六、三	一、八	一、八
昭和二年	一〇〇、七	五、六	一、六	一、六

昭和三年 一〇八、三 五、九 一、八 一、一

建築材輸出額

	木材	硝子	釘類	金屬類
大正十四年	一七、二 <small>百萬圓</small>	〇、五 <small>百萬圓</small>	〇、八 <small>百萬圓</small>	一一
昭和一年	一五、八	一一	〇、五	一一
昭和二年	一三、四	〇、一	〇、八	一一
昭和三年	一五、〇	〇、二	〇、六	一一

尙建築に使用される鐵類に就いては果してその位の金額を示してゐるか明らかではない。諸家の説を見るに半以上は内國產鋼材との事であるが、その鋼材の原料は輸入に待つものが多からうと思はれる。さて一ヶ年一億三、四千萬圓に達する鐵類輸入のうちその位が建築材料に向けられるかも明白でない。

附 市街地建築物法抜萃

關東大震災以來各都市に旺んに興つた近代建築はその建物の目的に従ひ此處に示す法規に依つて取締られてゐる事を参考の爲附記する。

住 宅 地 域

住居地域内には左の建築物を建築することが出来ない

一、常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計二ヲ超過スル工場又ハ汽罐ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上己ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス。二、五臺以上ノ自動車ヲ常時收容スル車庫。三、劇場活動寫眞館、寄席又ハ觀物場。四、待合又ハ貸座敷。五、倉庫業ヲ營ム倉庫。六、火葬場。七屠場。八、塵埃燒却場。九、前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スルモノト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

之に依り指定せられたもの左の通り

一、工場ニシテ左ニ掲タル事業ヲ營ムモノ又ハ作業ヲ爲スモノ（イ）玩具用普通火工品ノ製造。（ロ）砂糖包製菰ノ洗汁ヲ原料トスル砂糖蜜ノ製造。（ハ）火氣ヲ使用スル古鐘潰。（ニ）硝子ノ製造（再製ヲ除ク）（ホ）動物炭ノ製造。（ヘ）土製ノ瓦又ハ土管類ノ製造。（ト）原動機ニ依リ運轉スル「ハンマー」又ハ汽錘ヲ使用スル鍛冶作業。（チ）工業地域ノ部ニ於テ第一號口ニ掲タル物品ヲ使用スル作業ニシテ引火又ハ發火ノ虞アルモノ。（リ）工場地域ノ部ニ於テ第二號ハニ掲タル物品ヲ使用スル作業ニシテ有臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スルモノ。（又）「フエルト」ノ製造。（ル）粉狀纖維ヲ用ヰル作業ヲ油脂ノ加熱。（ヲ）羽又ハ毛ノ洗滌、選分、染色又ハ漂白。（ワ）珐瑯又ハ「エナメル」ノ焼付。（カ）鐵槽、鐵筒又ハ鐵製金庫類ノ製作。（ヨ）木材ノ挽割若ハ鉋削、印刷、裁縫、機織、組紐、編物、製袋、製針、製鉢、製釘、鉢又ハ型鋼類ノ裁断、鑪ノ目立等ニシテ當時使用スル原動機馬力數ノ合計一ヲ超過スルモノ。（タ）懷爐灰ノ袋詰、麻ノ梳解、織物ノ起毛、製綿、「コルク」ノ研磨、石材骨角又ハ貝殻ノ挽割牙爪類ノ挽割若ハ乾燥研磨土砂貝骨又ハ肥料粉碎「エボナイト」ノ粉碎若ハ乾燥研磨、金屬（貴金屬ヲ除ク）ノ乾燥研磨等ニシテ當時原動機ヲ使用スルモノ

二、斃獸ノ支解所又ハ燒却場。三、胞衣及產穢物ノ燒却場。四、魚獸鳥ノ腸、骨又ハ生皮皮ノ貯

藏所又ハ處理場。五、舞踏場

以上第一號子乃至タ又ハ第五號ニ該當スルモノニシテ土地ノ狀況又ハ構造設備ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ其ノ建築ヲ許可スルコトアルヘシ

商 業 地 域

商業地域内には左の建築物を建築することが出来ない

一、當時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ當時使用スル原動機馬力數ノ合計十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所及行政官廳商業ノ利便ヲ害スル處ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス。二、火葬場、屠場、塵埃燒却場。三、前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル處アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

之に依リ指定せられたるもの左の通り

一、住居地域ノ部第九號ニ依リ指定セラレタルモノノ内第一號イ乃至トニ該當スルモノ。二、斃獸ノ支解所又ハ燒却場、胞衣及產穢物ノ燒却場、魚獸鳥ノ腹、骨又ハ生皮貯藏所又ハ處理場以上第一號ニ該當スルモノニシテ土地ノ狀況又ハ構造設備ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ其ノ建築ヲ許可スルコトアルヘシ

工 業 地 域

左の建築物は工業地域でなければ建築することが出来ない

一、當時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ當時使用スル原動機馬力數ノ合計三十ヲ超過スル工場但シ住居地域ノ部第一號但書又ハ商業地域ノ部第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス。二、左ニ掲タル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害又ハ保安上危險ノ處ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス。(イ)銃砲火薬類取締法ノ火薬類ノ製造。(ロ)鹽素酸塗類。過鹽素酸鹽類、「ビクリン」酸、「ビクリン」酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、「カリウム」「ナトリウム」「マグネシウム」過酸化水素、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、過酸化「バリウム」、硫化炭素、「エーテル」「コロヂウム」「アルコホール」、木精、「アセトン」「ベンゾール」「キシロール」「トルオール」、「テレピン」油、消化纖維素、「セルロイド」、石油類其ノ他之ニ類スル引火性又ハ發火性物品ノ製造(ハ)硫黃、沃度、「ブローム」、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達、「アムモニア」水、炭酸加里、碳酸曹達、「クロール」「石灰」次硝酸、蒼鉛「チアン」化合物、砒素化合物「バリウム」化合物、水銀化合物、鉛化合物

銅化合物、亞硫酸鹽類「フォルマン」、「クロロホルム」、「イヒチオール」、「ズルフォナール」、「グリセリン」、「アンチフェブリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「グアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有臭又有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造。(二)水銀ヲ用フル計器ノ製造。(木)燐寸ノ製造(ヘ)金屬ノ熔融又ハ精煉。(ト)乾燥油又ハ熔剤ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造。(チ)肥料ノ製造。(リ)動物質原料ノ化製。(又)製革又ハ毛皮ノ精製。(ル)骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨(ヲ)製油又ハ製蠟。(ワ)染料、顏料又ハ塗料ノ製造。(力)煉瓦又ハ堵塙ノ製造。(ヨ)「アスファルト」ノ製造。(タ)「セメント」石膏、石灰、殼製石灰、炭化石灰又ハ石灰窒素ノ製造。(レ)古綿又ハ檻樓類ノ精製。(リ)礦石類、黒鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎。(ツ)石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造。(ク)「コークス」ノ製造。(ナ)石炭「タール」、木「タール」、石油蒸溜產物又ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造。(ラ)石鹼ノ製造。(ム)製紙。(ウ)熔剤ヲ用フル護謨製品ノ製造。(牛)鋼釘又ハ鋼球ノ製造。(ノ)汽罐ノ製造。(才)金屬壓延又ハ伸線。(ク)炭素製品ノ製造。三、前號ニ掲タルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害又ハ保安上危險ノ處アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ但シ行政官廳ヲ營ム工場。四、第二號イ、ロ、ホ、リ及レノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害又ハ保安上危險ノ處アリト認メ命令ヲ以テ指定スル事業者を許可することあるべし

工業地域内特別區域

左に掲ぐる建築物は工業地域内甲種特別地區でなければ建築することが出来ない

- 一、銃砲火薬類取締法施行規則ノ火薬庫。二、左ニ掲クル事業ヲ營ム工場。(イ)銃砲火薬類取締法ノ火薬類ノ製造但シ銃砲火薬類取締法施行規則第四十四條第二項ノ火工品ヲ除ク。(ロ)硝化纖維素、「セルロイド」鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ビクリン」酸、「ビクリン」酸鹽類、黃磷、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、硫化炭素「エーテル」、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」「トルオール」又ハ「テレビン」油ノ製造。三、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安

上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
此の規定に依り指定せられたるものなし

左の建築物は工業地域内乙種特別地區でなければ建築することが出来ない

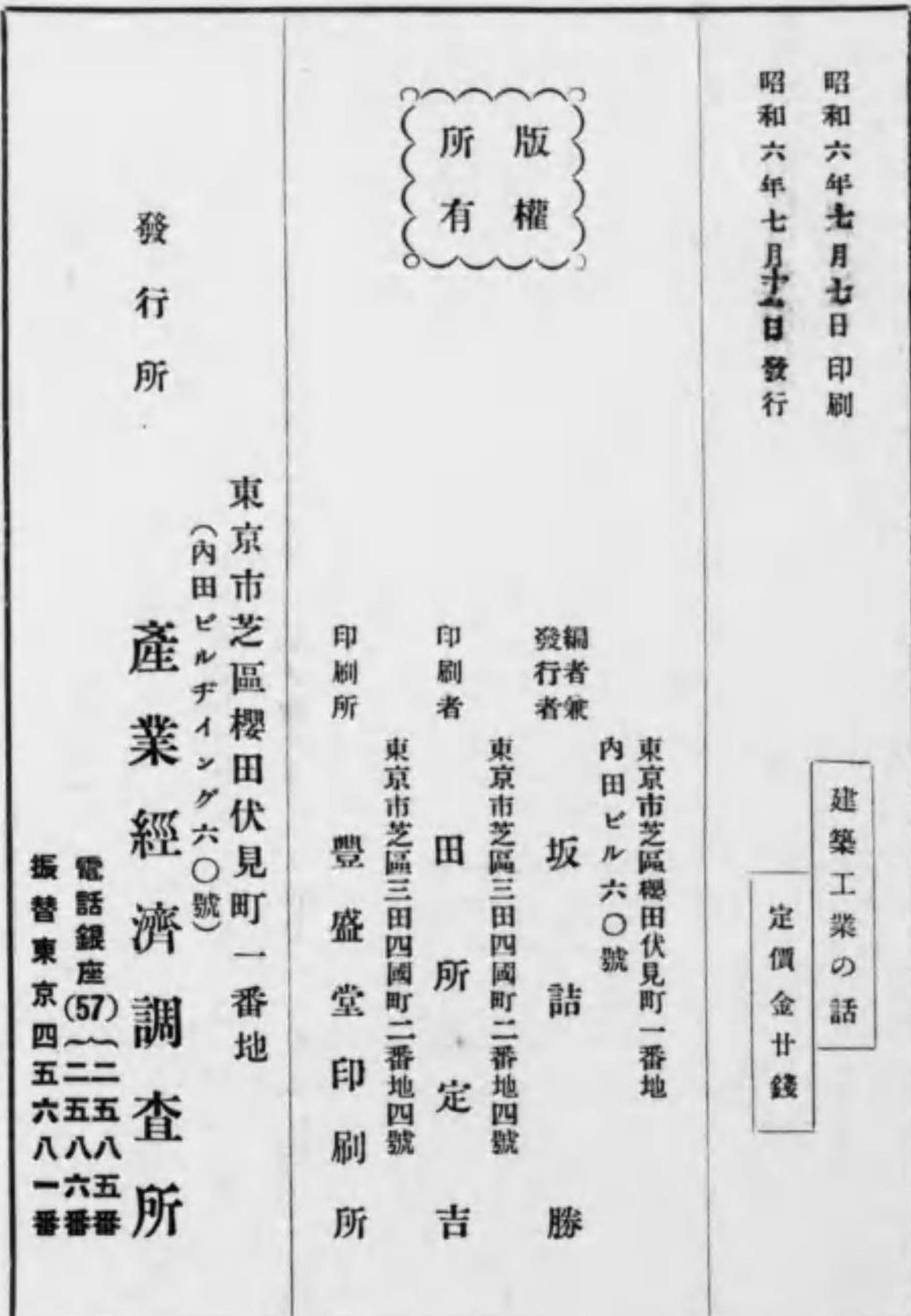
一、石油類、鹽化硫黃、硫酸、硝酸、弗化水素、「クロール」石灰、「チアン」化合物、砒素化合物、水銀化合物、亞硫酸鹽類及動物質肥料ノ製造並動物質原料ノ化製。二、前號ニ掲タルモノヲ除クノ外地方長官著シク衛生上有害ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

此の規定に依り指定せられたるもの左の通り

一、製革又ハ毛皮ノ精製工場。二、「イヒチオール」ノ製造工場。

最後に本講座の編輯に當つて東京工業大學講師大倉土木株式會社技師長武富英一氏の一方ならぬ御援助、御指導を得た事を喜び、深く感謝の意を表する次第である。

.....編者



終

